

戸籍

●戸籍とは

戸籍とは個人の氏名、生年月日、父母との続柄や配偶者関係などを記録するものです。夫婦および子を単位として、戸籍がつくられており、出生から死亡までの身分上の重要な事項が記載されています。また、戸籍のあるところを本籍といいます。

●戸籍証明書とは

本籍地の区市町村が交付する戸籍に関わる証明書です。「戸籍全部事項証明書（従来の戸籍謄本）」「戸籍個人事項証明書（従来の戸籍抄本）」「身分証明書」「戸籍の附票」が主なものです。

●戸籍証明書の交付請求

本籍のある区市町村へ直接請求し

ます。

品川区に本籍がある方は、本人確認ができるものをお持ちください。（運転免許証等の顔写真付官公署発行のものは1点。または健康保険証、年金手帳等その他のものは2点ご用意ください。）

※本人および本人の直系の親、子、配偶者以外の方が戸籍証明書を請求する際には委任状と来所（請求）される方の免許証等本人確認がで

◆表1-1 戸籍についての届出 ※戸籍届書の受付は、区役所本庁舎のみの取り扱いになります。

届出の種類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内（出生日含む）	①父母の本籍地 ②届出人の所在地 ③出生地のいずれかの 区市役所・町村役場	父または母	届 書……………1通 (届書には出生証明書の欄があるので医師または助産師からもらってください) その他持参するもの：親子健康手帳（母子健康手帳） 注 意：命名は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナを使用してください
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	①死亡者の本籍地 ②届出人の所在地 ③死亡地のいずれかの 区市役所・町村役場	死亡者の親族、同居者、家主、地主、後見人、保佐人、補助人、任意後見人等	届 書……………1通 (届書には死亡診断書の欄があるので医師からもらってください)
届出を受付したときに「埋火葬許可証」を交付しますので、火葬場（火葬の場所）を確認してください。				
婚姻届	届出した日をもって婚姻が法律上成立します	①夫または妻の本籍地 ②夫または妻の所在地のいずれかの 区市役所・町村役場	夫、妻	届 書……………1通 添付書類：届出先区市町村に本籍がない方は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通 その他持参するもの：本人確認書類 注 意：成年の証人2人による署名が必要です
離婚届	協議離婚 届出した日をもって離婚が法律上成立します	①夫婦の本籍地 ②夫または妻の所在地のいずれかの 区市役所・町村役場	夫、妻	届 書……………1通 添付書類：届出先区市町村に本籍がない方は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通 その他持参するもの：本人確認書類 注 意：成年の証人2人による署名が必要です
	裁判離婚 裁判確定の日から10日以内（裁判確定日含む）		申立人（訴えの提起者） ※届出期間内に届出をしないと相手方も届出ができません	届 書……………1通 添付書類：①届出先区市町村に本籍がない方は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通 ②調停離婚・和解離婚・認諾離婚→各調書の謄本 審判離婚→審判書の謄本および確定証明書 判決離婚→判決書の謄本および確定証明書
注意：①夫婦間の未成年の子については親権者を決めてください ②離婚後に婚姻中の氏を称する場合（旧姓に戻らない場合）は、別途「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」が必要です				
転籍届	届出した日をもって本籍の異動が法律上なされます	①転籍者の新本籍地または日本籍地 ②届出人の所在地のいずれかの 区市役所・町村役場	戸籍の筆頭者およびその配偶者	届 書……………1通 添付書類：戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通 (同一区市町村での転籍の場合は不要)

※全ての届出には自筆による署名が必要です。

※ほかに認知、養子縁組、養子離縁、氏名の変更、死産などについての届出があります。

※婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出には本人を確認できるものとして、官公署発行の写真付身分証明書（運転免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカード等）は1点、健康保険証、年金手帳、社員証（写真付）等は2点お持ちください。

きるものが必要です。

戸籍住民課証明交付係

☎5742-6659

各地域センター

→P.90~93

行政サービスコーナー

→P.28

【郵送で請求する場合】

「請求書」「手数料(定額小為替)」「返信用封筒(要切手貼付)」「免許証等現住所記載の本人確認資料(送付先と同一住所記載のもの。パスポートは不可。)の写し」の4点を同封の上、封書で直接本籍地の戸籍担当へ請求してください。

請求書に必要な事項は①本籍②戸籍筆頭者の氏名③証明が必要な方の氏名・生年月日・必要な証明書の種別・必要部数④使用目的⑤請求者の住所・氏名・電話番号・必要な方との関係(関係のわかる戸籍の写しなどを求める場合があります。)

戸籍住民課戸籍郵送担当

☎5742-6388

●主な戸籍証明書の交付手数料

- 戸籍全部事項・個人事項証明書 (従来の謄本・抄本) 1通450円※
- 除籍謄(抄)本・改製原戸籍謄(抄)本 1通750円
- 戸籍の附票・身分証明書 1通300円※
- 受理証明書 1通350円
- 届書記載事項証明 1通350円
- その他行政証明 1通300円

※のついた証明書については、コンビニで100円安く取得できます。

戸籍住民課証明交付係

☎5742-6659

●戸籍についての届出 (出生届、死亡届、婚姻届など)

◆表1-1

→P.24

戸籍住民課戸籍届出係

☎5742-6657

住民登録

●住民登録とは

住所や世帯主など皆さんの居住関係を明らかにするとともに、選挙や国民健康保険、国民年金などの基礎ともなるものです。これらの内容を個人ごとに記載し、それを編成したものが住民票です。住所など変更があったときはすみやかに届出をしてください。

●住民登録についての届出 (転出届、転入届など)

◆表1-2

戸籍住民課住民異動担当

☎5742-6660

☎印の各地域センター

→P.90~93

●住民票に旧氏(旧姓)を併記することができます。

この場合、請求手続きが必要となります。

本人確認書類のほか、当該旧氏の記載されている戸籍謄本等が必要となります。旧氏の記載・変更・削除手続きは、品川区役所戸籍住民課住民異動担当のみ、平日のみとなります。詳しくは住民異動担当までお問合せください。

●住民票の写しの交付申請

請求の際は、本人確認のできるものをお持ちください。(運転免許証等

の顔写真付官公署発行のものは1点。または健康保険証、年金手帳その他のものは2点ご用意ください。)

同一世帯以外の方が代理で請求するときは、本人自筆の委任状が必要です。また、第三者の請求の際には関係資料をご提示ください。法人の場合は会社印の押印が必要です。

住民基本台帳諸証明手数料一覧

- 住民票の写し 1通300円※
- 記載事項証明書 1通300円
- 不在住証明書 1通300円

※のついた証明書については、コンビニで100円安く取得できます。

戸籍住民課証明交付係

☎5742-6659

各地域センター

→P.90~93

行政サービスコーナー

→P.28

【郵送で請求する場合】

原則として、ご本人の住所地に送付します。

ア) 次の内容を明記したもの

- ①必要な方の住所、氏名 ②請求者の住所、氏名、電話番号
- ③使いみち(請求理由) ④枚数
- ⑤本籍・続柄の有無(外国人の方は国籍・地域等、在留カード等の番号、在留資格や在留期間等の有無) ⑥法人の場合は会社印の押印と担当者氏名

イ) 請求者の本人確認書類のコピー(運転免許証等の顔写真付官公署発行のものは1点。または健康保険証、年金手帳その他のものは2点)

ウ) 手数料(定額小為替に限り)ます) 工) 切手を貼った返信用封筒

(宛先記入)

戸籍住民課住民票郵送担当

☎5742-6770

◆表1-2 住民登録についての届出

届出の種類	届出する場合	届出期間	届出に必要なもの
転出届	他の区市町村へ引っ越すとき	引っ越し日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認できるもの。(運転免許証等の顔写真付官公署発行のものは1点。または健康保険証、年金手帳その他のものは2点。) ・同一世帯以外の方が代理で届出するときは、本人自筆の委任状。 ・転入届には前住所発行の「転出証明書」または「住基カード」「マイナンバーカード」(転出届出済みのもの)、1年以上遡る場合は確認資料。外国人住民の方は、あわせて全員分の在留カードまたは特別永住者証明書。 ・国外からの転入の方は帰国日が押印された転入者全員のパスポート、戸籍謄本または抄本、戸籍の附票(本籍地が品川区の方は不要)、外国人住民の方は転入者全員の在留カードまたは特別永住者証明書。
転入届	品川区へ引っ越してきたとき	引っ越し後14日以内	
転居届	品川区内で住所が変わったとき	引っ越し後14日以内	
世帯変更届	世帯主が変わったとき 世帯を分けたとき 世帯を一緒にしたとき	変更後14日以内	

[コンビニにおける証明書取得]

☆令和3年1月12日より、従来の住民票等に加え、品川区に本籍のある方は、戸籍証明書（全部・個人事項）、戸籍の附票の取得が可能になりました。

- 取得可能場所…全国のコンビニ
 - 取得可能時間…毎日 6:30～23:00、戸籍証明書・戸籍の附票は、土、祝日を除き、8:30～17:00（年末年始、システム保守点検日は除く）
 - ※コンビニで住民票等証明書を取得する場合は、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードおよび利用者証明用電子証明書の4ケタの暗証番号が必要になります。申請方法は→P.27「マイナンバー（個人番号）カード」
 - ※品川区に本籍があり、お住まいが区外の方が戸籍証明書・戸籍の附票の交付を希望される場合、事前にコンビニのマルチコピー機等で利用登録申請を行い、登録を完了する必要があります。
- コンビニでの証明書発行は、窓口より100円安くなります。詳しくは、各料金表をご覧ください。

[オンライン請求（スマート申請）における証明書取得]

スマートフォンとマイナンバーカードを用いて、クレジットカードによる手数料のオンライン決済を行うことで、自宅などから手軽に証明書の請求が可能になりました。

発行した証明書は申請者の自宅に郵送するため、請求書から受け取りまで外出する必要がありません。

- オンライン申請に必要なもの
スマートフォン（マイナンバーカードが読み取れるもの）、マイナンバーカード、署名用電子証明書、クレジットカード、メールアドレス
- 取扱い対象証明書
戸籍全部・個人事項証明書、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、改正原戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し（全部・一部）、住民票の写し、印鑑登録証明書、身分証明書、独自証明書
- ご利用可能時間
原則土日祝日を含む24時間（機械点検日を除く）
- ※手数料は窓口などでの交付と同額になります。

印鑑登録

●印鑑登録とは

印鑑登録は私たちの権利と財産を守る大切なものです。事故を防ぐためにも自分で登録手続きをして印鑑等を大切に保管してください。

●印鑑登録の方法

区内に「住民登録」をしている満15歳以上の方は、印鑑登録をすることができます。なお、成年被後見人で印鑑登録をご希望の方は、必ず成年被後見人の方が一緒にお越しいただくようお願いします。（成年被後見人の本人確認資料・成年被後見の登記事項証明（発行後3カ月以内）を持参）

下記のいずれかの窓口で申請してください。

戸籍住民課住民異動担当

☎5742-6660

☒印の各地域センター

→P.90～93

[本人が手続きする場合]

[即日登録]

次のいずれかの場合、申請当日に登録が完了し、「印鑑登録証」をお渡しできます。登録する印鑑を持って窓口で申請してください。

- ①運転免許証、パスポートなど官公署発行の顔写真付きでの身分証明書・許可証をご提示いただいたとき。
- ②都内に印鑑登録してある人を保証人としたとき。
 - 保証人が品川区在住の場合：申請書の保証書欄に保証人自らが署名し、登録印を押してください。
 - 保証人が品川区以外の都内に住所がある場合：申請書の保証書欄に保証人自らが署名し、登録印を押してください。また、保証人の「印鑑登録証明書」（発行後3カ月以内のもの1通）を添付してください。

[照会書による登録]

- ①登録する印鑑と本人確認できるもの（健康保険証など2点）を持って窓口で申請してください。
- ②申請後、登録者本人あてに「照会書」を郵送します。
- ③お送りした「照会書」（回答欄に必要な事項を記入し、登録する印鑑を

押したものと本人確認できるもの（健康保険証等）と登録する印鑑を持って30日以内に申請した窓口へおいでください。

- ④登録が完了しましたら「印鑑登録証」をお渡します。

[代理人が手続きする場合]

やむを得ない理由があるときには、代理人による手続きができます。

- ①次のものを持って、窓口で申請してください。

- 委任状（登録者直筆のもの）
- 登録する印鑑
- 代理人の印鑑
- 代理人自身の本人確認できるもの（運転免許証または健康保険証など2点）

- ②申請後、登録者本人あてに「照会書」を郵送します。

- ③お送りした「照会書」（回答欄に必要な事項を記入し、登録する印鑑を押ししたもの）と登録する印鑑、本人確認できるもの（健康保険証等）を持って30日以内に申請した窓口へおいでください。

なお、代理人が手続きする場合は、受領の場合でも次のものがが必要です。

- 委任状（登録者直筆のもの）
- 代理人の印鑑
- 代理人自身の本人確認できるもの（運転免許証または健康保険証など2点）

- ④登録が完了しましたら「印鑑登録証（カード）」をお渡します。

戸籍住民課住民異動担当

☎5742-6660

☒印の各地域センター

→P.90～93

●印鑑登録できる印鑑は

[登録できる印鑑]

- 大きさ…一辺の長さ8mmの正方形に収まらないもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まるもの
- 変形しやすかったり、減りやすい材質でないもの（ゴムなどは不可）
- 住民票に記載されている氏名（氏もしくは名だけでもよい）を文字で表しているもの

[登録できない印鑑]

文字が判読できないもの、外枠が

欠損したもの（20%以上）、氏名以外の文字（屋号など）や模様の入ったものなど

●印鑑登録証明書の取り方

「印鑑登録証」を提示し申請してください。本人以外でも必要な方の印鑑登録証持参の場合は申請できます。
※窓口で取得する場合、マイナンバーカードの提示では発行できません。

印鑑登録証明書等手数料一覧

- 印鑑登録 1件 50円
- 印鑑登録証明書 1通300円※

※のついた証明書については、コンビニで100円安く取得できます。

※平成28年9月より、コンビニでも取得が可能になりました。詳しくは→P.26「コンビニにおける証明書取得」

戸籍住民課証明交付係

☎5742-6659

各地域センター

→P.90~93

行政サービスコーナー

→P.28

マイナンバー (個人番号) カード

●マイナンバーカードとは

申請すると発行される顔写真付きのICチップ入りカードです。

●申請方法

マイナンバーカード（個人番号カード）の交付申請には、交付時来庁方式と申請時来庁方式の2つの方法があります。

原則は交付時来庁方式での申請となります。

【交付時来庁方式】

郵送・オンラインで申請し、窓口でカードを受け取る方法です。

1 個人番号カード交付申請書を受取る。

2 マイナンバーカードの申請（次の3つの方法があります。）

(1)通知カードに同封の返信用封筒

で郵送申請

(2)通知カードに同封の申請書のQRコードを読み取り、スマートフォンやパソコンから申請

(3)「マイナンバーカード申請機能付証明写真機」から申請（申請書持参）

☆区役所第二庁舎3階にも設置しています（料金：700円）。

※(2)(3)については、QRコード付きの個人番号カード交付申請書が必要になります。

3 約1~2か月後、区から「交付通知書」と「個人番号カード交付のお知らせ」を送付（普通郵便、転送不要）

4 指定の交付場所（品川区役所、品川区目黒サービスコーナー、荏原第一地域センター、大崎第一地域センター、大井第一地域センター）で交付

※完全予約制

5 暗証番号の設定

●持ち物：交付通知書、通知カード、本人確認書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど）

※外国籍の方は、マイナンバーカード申請時の在留期限がマイナンバーカードの有効期限になります。また、代理人への交付については、病気、身体の障害その他やむを得ない理由により本人の出頭が困難な場合に限られます。必要書類等詳しくは必ずお問合せください。

【申請時来庁方式】

窓口で申請し、後日、本人宛に郵送して受け取る方法です。

※申請時来庁方式による申請をご希望の方は、事前に戸籍住民課住民異動担当までお問合せください。

●持ち物：顔写真（縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）、顔写真付き本人確認書類（免許証、パスポート等）、通知カード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

〈申請窓口〉

場所：品川区役所 戸籍住民課住民

異動担当

受付時間：8時30分~16時30分

※お一人につき30分~1時間程度お時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

※3月~4月は住民異動担当の窓口が大変混雑いたします。受付・処理に相当時間がかかる場合がございますので、ご了承ください。

※申請されたマイナンバーカードは、本人限定受取郵便で送付します。本人限定受取郵便は、受け取りの際、郵便局員へ本人確認書類を提示する必要があります。

●電子証明書

マイナンバーカードには、インターネット等による電子申請で使用する「電子証明書」を搭載できます。カード作成後、およそ5年後に更新手続きが必要です。

●署名用電子証明書（英数字混在の6桁~16桁）… e-tax（確定申告）などで使用

●利用者証明用電子証明書（数字4桁）…コンビニで住民票等の取得、マイナポータルで使用

※住所等を異動すると署名用電子証明書は失効します。利用にあたっては、再登録の手続きが必要になります。

※住基カードの電子証明書については、有効期限満了の為、使用できません。新たに希望する場合は、マイナンバーカードの申請が必要です。また、住基カードとマイナンバーカードの併用はできないため、マイナンバーカードを受け取った時点で、住基カードは失効します。

個人番号関連事務手数料一覧

- マイナンバーカード再交付 1件 800円
- 各種電子証明書 1件 200円

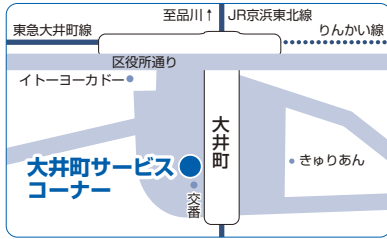
戸籍住民課住民異動担当

☎5742-6660

行政サービスコーナー（戸籍住民課分室）

・大井町サービスコーナー

大井1-2-1 JR大井町駅ビル「アトレ」中央西口階段下
☎3777-0050



・品川区目黒サービスコーナー

上大崎3-1-1 目黒セントラルスクエア1階
☎6409-6552



サービスコーナー業務のご案内

取扱業務の種類	利用できる方
1. 住民票の写し（除票を含む） 除票は、以下のものは交付可能。 ①本人 ②本人からの委任状持参の代理人による請求	(1)本人 (2)本人と同一世帯の方 (3)本人からの委任状持参の代理人 〈注意事項〉 以下については、サービスコーナーでのお取り扱いできません。 ・委任状を持参した代理人によるマイナンバー・住民票コード入りの住民票の写しの交付 ・本人からの請求であっても、本人確認書類が不足している場合、マイナンバー・住民票コード入りの住民票の写しの交付 ・除票となった方で、本人以外からの請求は、第三者請求となりますので、本庁舎・各地域センターでの取り扱いとなります。 ・除票になった住民票には「個人番号（マイナンバー）」および「住民票コード」は掲載できません。
2. 住民票記載事項証明書	
3. 印鑑登録証明書	印鑑登録証持参の方
4. 戸籍全部事項・個人事項証明書	
5. 除籍全部事項・個人事項証明書 （平成15年11月1日以降除籍になった方のみ）	
6. 平成改製原戸籍謄本・抄本	
7. 戸籍の附票	①本人 ②本人と同一戸籍の方 ③上記①②からの委任状持参の方 ※コンピュータ化されていない一部の戸籍・附票は、本庁舎のみの取扱いになります
8. 身分証明書	①本人 ②本人の委任状持参の方

サービスコーナーは左記証明書等の発行の窓口です。

- ※取扱時間（月～金）午前8：00～午後7：00
（土・日・振替休日）午前10：00～午後3：00
- ※職務上の請求、第三者の請求は取り扱っていません。
- ※運転免許証等の顔写真付官公署発行のものは1点。または健康保険証、年金手帳その他のものは2点ご用意ください。
- ※祝日・年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

◎図書館サービスの一部を実施

貸出：予約をして利用可能になった資料の貸し出しができます。

品川区立図書館の利用カードを必ずご持参ください。

返却：品川区立図書館所蔵の資料の返却ができます。

※サービスコーナー窓口では図書等の予約受付ができません。
※水濡れ、汚れ、付属資料が足りないなどが認められる場合は受け付けられませんので、各図書館P.114～115までお越しください。

取扱時間 サービスコーナー業務時間内
図書等の貸出・返却についてのお問い合わせ
品川図書館 電話 (03)3471-4667

パスポート

パスポート（旅券）の受付窓口

受付窓口	場所	受付・受領時間	休日	申請に必要なもの
東京都旅券課（新宿）	JR新宿駅	〈受付・受領時間〉 月・火・水曜日 9：00～19：00 木・金曜日 9：00～17：00	〈休日〉 ・土曜日 ・国民の祝日 ・12月29日～1月3日	初めての旅券申請の場合 ・一般旅券発給申請書…1通 ・戸籍全部事項証明書または戸籍謄本…1通 ・パスポート用写真（3.5cm×4.5cm）…1枚 ・本人確認書類 1点で可…運転免許証、写真付の個人番号カード、写真付き住基カード等 2点必要…健康保険証、年金手帳等
東京都旅券課 有楽町分室	JR有楽町駅			
東京都旅券課 池袋分室	JR池袋駅	〈受領のみ〉 日曜日 9：00～17：00	ただし、祝日と重なった日曜日には〈受領のみ〉を行い、翌日の振替休日が休みになります。	
東京都旅券課 立川分室	JR立川駅			

※電話案内センター ☎5908-0400

※パスポートの申請は、申請する人が住民登録している各都道府県の窓口となりますので、上記の窓口へ申請できるのは、品川区を含む都内に住民登録をしている方です。
※申請に必要なものは、初めて申請する場合の例です。その他の申請の場合は、申請の状況により異なります。詳しくはお問合せください。